

## 【項目 1（消費者庁）】

## 関係法令等

### 1. 消費者庁及び消費者委員会設置法（抜粋）

#### 第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

#### 第三章 消費者委員会

（設置）

第六条 内閣府に、消費者委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

ニ 物価に関する基本的な政策に関する重要事項

### 2. 消費者庁組織令（平成二十一年八月十四日政令第二百十五号）（抜粋）

（消費生活情報課の所掌事務）

第八条 消費生活情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の消費者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

二 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

四 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

## 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う既往の閣議決定の整理について

### ～抜粋～

請議省庁 内閣府  
閣議年月日 平成 21 年 08 月 25 日(火)  
案件区分 一般  
処理区分 決定  
事務次官等会議 平成 21 年 08 月 24 日(月)  
会議区分 定例  
件名簿番号 平21閣内76

---

## 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う既往の閣議決定の整理について

### ～抜粋～

- 1 物価担当官制度の設置について(昭和41年5月31日閣議決定)の一部を次のように改正する。

第2項中「内閣府」を「消費者庁」に改める。

第2項(1)中「内閣府事務次官」を「消費者庁長官」に改め、「内閣官房内閣審議官」の次に「内閣府関係政策統括官」を加え、「並びに内閣府大臣官房長、内閣府関係政策統括官及び内閣府国民生活局長」を「及び消費者庁次長」に改める。

第2項(4)中「内閣府政策統括官」を「消費者庁」に改める。

- 2 昭和44年5月20日の閣議決定により設置された物価安定政策会議については、これを廃止する。

3～8 略

- 9 以上の措置は、平成21年9月1日から実施する。

物価担当官制度の設置について

請議省庁 内閣官房

閣議年月日 昭和41年5月31日(火)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>2. 消費者庁に物価担当官会議を設置する。</p> <p>(1) 物価担当官会議は、消費者庁長官を長とし、各省庁の物価担当官、内閣官房内閣審議官、内閣府関係政策統括官、公正取引委員会事務総長及び消費者庁次長をもって構成する。</p> <p>(2) 物価担当官会議は、必要ある場合、構成員以外の関係行政機関職員等に対して出席を求めることができる。</p> <p>(3) 物価担当官会議には、必要に応じ、個別の価格安定対策の推進をはかるために部会を設けることができるものとする。</p> <p>(4) 物価担当官会議の庶務は、消費者庁が行なう。</p>	<p>2. 内閣府に物価担当官会議を設置する。</p> <p>(1) 物価担当官会議は、内閣府事務次官を長とし、各省庁の物価担当官、内閣官房内閣審議官、公正取引委員会事務総長並びに内閣府大臣官房長、内閣府関係政策統括官及び内閣府国民生活局長をもって構成する。</p> <p>(2) 物価担当官会議は、必要ある場合、構成員以外の関係行政機関職員等に対して出席を求めることができる。</p> <p>(3) 物価担当官会議には、必要に応じ、個別の価格安定対策の推進をはかるために部会を設けることができるものとする。</p> <p>(4) 物価担当官会議の庶務は、内閣府政策統括官が行なう。</p>

消費者庁及び消費者委員会設法法の施行に伴う既往の閣議口頭了解の整理について

1 略

2 閣僚会議の開催について(平成5年8月24日閣議口頭了解)の一部を次のように改正する。

別紙第1の第2項中「内閣府特命担当大臣(金融)」の次に「、内閣府特命担当大臣(消費者)」を加える。

別紙第1の第4項中「内閣府」を「消費者庁」に改める。

3 略

4 以上の措置は、平成21年9月1日から実施する。

閣僚会議の開催について

請議省庁 内閣官房

閣議年月日 平成5年8月24日(火)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(別 紙)	(別 紙)
第1 物価問題に関する関係閣僚会議	第1 物価問題に関する関係閣僚会議
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)及び内閣官房長官とする。	2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)及び内閣官房長官とする。
会議には、必要に応じ、関係大臣 その他関係者の出席を求めることができる。	会議には、必要に応じ、関係大臣 その他関係者の出席を求めることができる。
4. 会議の庶務は消費者庁の協力を得て、内閣官房において処理する。	4. 会議の庶務は内閣府の協力を得て、内閣官房において処理する。

内閣府設置法(平成 11 年 7 月 16 日法律第 89 号)(抜粋)平成 19 年末時点

—略—

第 4 条 内閣府は、前条第 1 項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和 22 年法律第 5 号)第 12 条第 2 項第 2 号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

—略—

37 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

—以下略—

内閣府本府組織令(平成 12 年 6 月 7 日政令第 245 号)(抜粋)平成 19 年末時点

—略—

(政策統括官の職務)

第 3 条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

—略—

三 次に掲げる事務

—略—

ノ 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

—以下略—

## I 事業横断的ガイドラインの概要

事業横断的な情報公開ガイドラインでは、「料金設定への行政の事前関与等がある料金」と「料金設定への行政の事前関与等がない料金」の2つに分けて、それぞれの情報公開すべき内容を定めている。

まず「料金設定への行政の事前関与等がある料金」については、更に、行政の関与の度合いに応じて、

- (1) 行政自らが事業等を行う場合の料金（例：郵便料金、上水道料金、下水道料金）
  - (2) 認可料金制等の料金（例：電気料金、都市ガス料金）
  - (3) 行政が料金設定の範囲（上限価格等）を定める料金（例：鉄道運賃、タクシー運賃）
- の3つに分けて、それぞれ情報公開すべき内容を定めている。

その内容としては、第1に料金の妥当性、第2に事業効率化努力、第3に財・サービスの質内容についての情報公開が必要としている。

次に、「料金設定への行政の事前関与等がない料金」（例：国内航空運賃）については、料金が市場において形成されることになるため、情報公開の必要性もそれに応じて変化することになる。このような料金においては、第一に競争環境の整備に関する情報公開が行われる必要がある。第二に財・サービスの質・内容、第三に料金の妥当性と、事前関与がある料金と比べ、情報公開すべき内容の重点が変わってくる。

また、情報公開の方法の在り方としては、アクセスのしやすさ、分かりやすさ、詳細情報へのアクセス保証、双方向性の確保等が重要とし、情報を分析、評価し利用者に分かりやすく伝達するエージェント機能への期待を挙げている。

さらに、この報告書を参考に、個別事業分野ごとの情報公開ガイドラインの策定等が期待されている。

## 事業横断的の情報公開ガイドラインにおける情報公開の具体的内容

### 1. 料金設定への行政の事前関与等がある場合

#### (1) 行政自らが事業等を行う場合の料金

料金の妥当性等	料金制度・料金算定方法	料金制度の現状、趣旨・考え方、制度の妥当性 独占的に事業を行う理由 制度改革の趣旨等 料金算定の方法 原価計算期間・償還期間等、料金算定の前提となる設定期間 料金収入により賄われるべき費用等の算定方法 料金算定の前提となる需要見通しの算定方法 料金体系の算定方法 料金制度など決定に当たり、利用者等の意見・要望が反映されるプロセス 提出された意見等の公開
	料金設定・改定時	料金算出の根拠 料金改定申請の理由、収支見直し 原価計算期間・償還期間等、料金算定の前提となる設定期間 料金収入により賄われるべき費用等の見直しと算出根拠 重要な費用・事業効率化努力に係る説明 企業の内部留保に該当するものとしての積立金等 料金算定の前提となる需要見直しとその算出根拠 料金体系の算出根拠 個別の費用の説明に当たり、可能な範囲で市場価格との比較 議会、審議会等の会議・議事録の公開等 公聴会の開催の周知徹底、事前の情報提供
	料金設定・改定後	改定時に前提とした見直し・計画、財政計画における収支見直しに対する実績の推移 料金に占める構成比の高い重要な費用等に関する十分・的確な説明 企業の内部留保に該当する積立金等についての説明 経理情報の速やかな公開 兼営される他事業との区分経理情報 部門別・サービス別種類別等の区分経理情報 分計基準及びその考え方 必要に応じて会計ルールの適切な整備 第三者的な立場の専門家によるチェック 会計ルール策定のプロセスにおける透明性の確保
	公的負担	公的負担の規模、それによる効果・影響等
	意見・苦情に対する対応	利用者の意見・苦情を適切に受け付ける仕組みの整備、明示 意見を受け付けて料金を改定しない場合の判断根拠 事案そのものについての適時適切な情報公開
	設備投資計画等	将来の料金に影響を及ぼす計画についての必要性、便益・費用、料金に与える影響、それらの算出根拠等、その妥当性を説明するための情報の公開 計画、その影響の試算、試算の前提と対比できる実績等、計画の妥当性を事後的に検証できる情報の公開

(1) 行政自らが事業等を行う場合の料金

(続・料金の妥当性)

事業 効率化 努力	加入金・負担金	加入金・負担金の金額の設定根拠、会計処理の方法等についての透明性の確保 料金の影響を及ぼす場合、料金の妥当性を説明するための情報公開の一環としての説明	
	卸売的な事業	卸売的な事業者から購入する財・サービスの費用等についての情報公開	
	事業効率化に関する取り組み	料金改定時その他適切な時期に事業の効率化目標を設定、その考え方・取組について利用者に分かりやすい情報の公開 目標設定後、その進捗状況について定期的にフォローアップを行い、その結果について公開 資材の調達、工事の契約などの外部との取引において、どのように効率化に努めているかについての分かりやすい説明	
	事業効率性の評価	事業実績、今後の事業計画等について、同事業を行う事業者間で相互に比較可能な様式で公開 部門別・サービス種類別の区分経理の在り方とそのため適切な会計手法についての検討、適切な整備 会計手法の策定に当たっての透明性の確保 子会社・関連会社との当事者間取引の公開、連結会計情報の在り方とその公開に関する検討 利用者に分かりやすい様式・指標の工夫、料金・経営内容に関する比較情報の提供 効率性の比較ができるような分析手法の改善・開発 比較情報を受け、他事業者との料金格差の原因説明、その結果の説明 民間主体との比較、事実上競争状態にある他事業の事業者との比較	
	事業効率化に関する評価結果	外部の者による評価、結果の公表 内部監査制度、外部監査制度の活用、経営効率に関する監査の実施、結果の公表	
	財・サービスの質・内容	財・サービスの質	サービスの質の現状
			サービスの質の改善に関する長期目標とその進捗度
			サービスの質の維持・向上のために行われる設備投資の計画及び実績、目的及び効果、それが料金に与える影響等の事前説明 計画、計画の試算、試算の前提と対比できる実績等、その妥当性を事後的に検証できる情報の公開 設備投資にかかる計画を決定する場合の意思決定の透明性確保 サービスの質を低コストで維持・向上させていくための情報公開
		財・サービスの内容	サービスのメニューの内容についての積極的な情報提供 事実上競合する財・サービスをも含めたサービス内容に関する比較情報の提供
			苦情・意見等

(2) 認可料金制等の料金

料金 の 妥当 性	料金制度・料金算定ルール	料金制度の現状、趣旨・考え方、制度の妥当性	
		制度改革の趣旨等	
		料金算定ルール	
		原価計算期間・償還期間、料金算定の前提となる設定期間 料金収入により賄われるべき費用・利潤等の算定方法 料金算定の前提となる需要見通しの算定方法 規制部門と非規制部門が並存する事業の場合、両部門間の原価配賦方法 料金体系の算定方法	
		制度料金など決定に当たり、利用者等の意見・要望が反映されるプロセス	
		提出された意見等の公開	
	料金設定・改定時	料金算出の根拠	料金改定申請の理由、収支見通し 原価計算期間・償還期間等、料金算定の前提となる設定期間 料金収入により賄われるべき費用・利潤等の見通しと算出根拠 重要な費用・事業効率化努力に係る説明 料金算定の前提となる需要見通しとその算出根拠 規制部門と非規制部門が並存する事業の場合、両部門間の原価配賦の根拠 料金体系の算出根拠
			個別の費用の説明に当たり、可能な範囲で市場価格との比較
			認可料金等の根拠・内容、改定申請に対する審査・査定の内容・考え方
			審議会等の会議・議事録の公開等
公聴会の開催の周知徹底、事前の情報提供			
引下げ届出制の場合の引下げ時の内容、考え方、要因等			
引下げ届出制の場合の事業効率化努力、料金引下げに充て得る原資の配分、内部留保される原資の活用方法等			
料金設定・改定後			改定時に前提とした見通し・計画に対する実績の推移
			料金に占める構成比の高い重要な費用、外生的要因により変動する費用に関する十分・的確な説明
			財務諸表等の経理情報の速やかな公開 兼営される他事業との区分経理情報 規制料金部門・非規制料金部門別の区分経理情報 サービス種類別等の区分経理情報
	分計基準及びその考え方 必要に応じ会計ルール、会計手法の適切な整備 第三者的な立場の専門家によるチェック 会計ルール策定のプロセスにおける透明性の確保 利益処分の方法、内部留保の活用方法等の内容・考え方		
割引料金等	割引料金が届出制になっている場合の届出制の趣旨		
	届出制の効果・影響等を説明するための情報公開		
	料金メニュー、各種料金の効果・影響等を説明するための情報公開		
公的負担	公的負担の規模、それによる効果等		

## (2) 認可料金制等の料金

(続・料金の妥当性)

事業効率化努力	変更命令	発動要件の明確化、その考え方・根拠 発出した事実、その判断の根拠 料金の妥当性を問題とする利用者等の意見・苦情を適切に受け付ける手続、変更命令の発出手続の整備、明示 意見等を受付ながら、変更命令を発出しない事案、その場合の判断の根拠、事案そのもの
	設備投資計画等	将来の料金に影響を及ぼす計画についての必要性、便益・費用、料金に与える影響、それらの算出根拠等、その妥当性を説明するための情報の公開 計画の決定主体が行政の場合には、決定に先立って上記の情報の公開、その意思決定の透明性確保 計画、その影響の試算、試算の前提と対比できる実績等、計画の妥当性を事後的に検証できる情報の公開
	加入金・負担金	加入金・負担金の金額の設定根拠、会計処理の方法等についての透明性の確保 料金に影響を及ぼす場合、料金の妥当性を説明するための情報公開の一環としての説明
	事業効率化に関する取り組み	料金改定時その他適切な時期に事業の効率化目標を設定、その考え方・取組について利用者に分かりやすい情報の公開 目標設定後、その進捗状況について定期的にフォローアップを行い、その結果について公開 資材の調達、工事の契約などの外部との取引において、どのように効率化に努めているかについての分かりやすい説明
	事業効率性の評価	事業実績、今後の事業計画等について、同事業を行う事業者間で相互に比較可能な様式で公開 部門別・サービス種類別の区分経理の在り方とそのため適切な会計手法についての検討、適切な整備 会計手法の策定に当たった透明性の確保 子会社・関連会社との当事者間取引の公開、連結会計情報の在り方とその公開に関する検討 利用者に分かりやすい様式・指標の工夫、料金・経営内容に関する比較情報の提供 効率性の比較ができるような分析手法の改善・開発 比較情報を受け、他事業者との料金格差の原因解明、その結果の説明 民間主体との比較、事実上競争状態にある他事業の事業者との比較
	事業効率化に関する評価結果	外部の者による評価、結果の公表 内部監査制度、外部監査制度の活用、経営効率に関する監査の実施、結果の公表
	財・サービスの質	サービスの質の現状 サービスの質の改善に関する長期目標とその進捗度 サービスの質の維持・向上のために行われる設備投資の計画及び実績、目的及び効果、それが料金に与える影響等の事前説明 計画、計画の試算、試算の前提と対比できる実績等、その妥当性を事後的に検証できる情報の公開 設備投資にかかる計画を決定する場合の意思決定の透明性確保 サービスの質を低コストで維持・向上させていくための情報公開

## (2) 認可料金制等の料金

(続・財・サービスの内容)

財・サービスの内容	サービスのメニューの内容についての積極的な情報提供 事実上競合する財・サービスをも含めたサービス内容に関する比較情報の提供
苦情・意見等	利用者の苦情、意見等の適切な受け付け、その件数・内容、それに対する考え方・対応についての適切な情報公開

## (3) 行政が料金設定の範囲（上限価格等）を定める料金

料金の妥当性	料金制度・料金算定ルール	料金制度の現状、趣旨・考え方、制度の妥当性 制度改革の趣旨等 料金の設定範囲の算定ルール及びその考え方
	料金設定の範囲	自ら設定する料金設定の範囲の算定方法、算出根拠及びその考え方 (事業者の申請を行政が認可することにより設定される場合) 料金設定範囲の算定ルール・認可内容、改定申請に対する審査・査定の内容、考え方 所要の申請資料、根拠となる考え方等 料金設定の範囲を定めるプロセスにおける透明性確保
	料金設定・改定時	(範囲の中での料金設定の場合) 事業効率化の内容を示す中での原価情報等の公開 (範囲の外での料金設定の場合) 認可内容、改定申請に対する審査・査定の内容、考え方 所要の申請資料、根拠となる考え方
	範囲の設定・改定後	範囲の設定・改定時に前提としたデータと対比できる実績 兼営される他事業との区分経理情報 部門別・サービス種類別等の区分経理情報 分計基準及びその考え方 必要に応じ会計ルールの適切な整備 第三者的な立場の専門家によるチェック 会計ルール策定のプロセスにおける透明性の確保 (利用者に選択の余地が乏しい料金：電気通信（地域通信）、鉄道運賃) 当該事業に関する事業実績等、特に料金に占める構成比の高い重要な費用等 財務諸表等の経理情報の一般利用者に対する速やかな公開
	公的負担	公的負担の規模、それによる効果等
	変更命令	発動要件の明確化、その考え方・根拠 発出した事実、その判断の根拠 料金の妥当性を問題とする利用者等の意見・苦情を適切に受け付ける手続、変更命令の発出手続の整備、明示 意見等を受付ながら、変更命令を発出しない事案、その場合の判断の根拠、事案そのもの

(3) 行政が料金設定の範囲（上限価格等）を定める料金

(続・料金の妥当性)

	設備投資計画等	将来の料金に影響を及ぼす計画についての必要性、便益・費用、料金に与える影響、それらの算出根拠等、その妥当性を説明するための情報の公開 計画の決定主体が行政の場合には、決定に先立って上記の情報の公開、その意思決定の透明性確保 計画、その影響の試算、試算の前提と対比できる実績等、計画の妥当性を事後的に検証できる情報の公開	
	加入金・負担金	加入金・負担金の金額の設定根拠、会計処理の方法等についての透明性の確保 料金に影響を及ぼす場合、料金の妥当性を説明するための情報公開の一環としての説明	
事業効率化努力	事業効率化に関する取り組み	料金改定時その他適切な時期に事業の効率化目標を設定、その考え方・取組について利用者に分かりやすい情報の公開 目標設定後、その進捗状況について定期的にフォローアップを行いその結果について公開 資料の調達、工事の契約などの外部との取引において、どのように効率化に努めているかについての分かりやすい説明	
	事業効率性の評価	事業実績、今後の事業計画等について、同事業を行う事業者間で相互に比較可能な様式で公開 部門別・サービス種類別の区分経理の在り方とそのため適切な会計手法についての検討、適切な整備 会計手法の策定に当たっての透明性の確保 子会社・関連会社との当事者間取引の公開、連結会計情報の在り方とその公開に関する検討 利用者に分かりやすい様式・指標の工夫、料金・経営内容に関する比較情報の提供 効率性の比較ができるような分析手法の改善・開発 比較情報を受け、他事業者との料金格差の原因説明、その結果の説明 民間主体との比較、事実上競争状態にある他事業の事業者との比較	
	事業効率化に関する評価結果	外部の者による評価、結果の公表 内部監査制度、外部監査制度の活用、経営効率に関する監査の実施、結果の公表	
	財・サービスの質・内容	財・サービスの質	サービスの質の現状
			サービスの質の改善に関する長期目標とその進捗度
			サービスの質の維持・向上のために行われる設備投資の計画及び実績、目的及び効果、それが料金に与える影響等の事前説明
計画、計画の試算、試算の前提と対比できる実績等、その妥当性を事後的に検証できる情報の公開 設備投資にかかる計画を決定する場合の意思決定の透明性確保 サービスの質を低コストで維持・向上させていくための情報公開			
財・サービスの内容	サービスのメニューの内容についての積極的な情報提供		
	事実上競合する財・サービスをも含めたサービス内容に関する比較情報の提供		
苦情・意見等	利用者の苦情、意見等の適切な受け付け、その件数・内容、それに対する考え方・対応についての適切な情報公開		

2. 料金設定への行政の事前関与等がない料金

競争環境の整備	不当ないし不正な競争を引き起こすような料金設定の防止	不当ないし不正な競争を引き起こすような料金設定の有無	不当ないし不正な競争を引き起こすような料金設定が行われていないかについての判定基準やその基準の考え方の明示 その判定基準に照らして事業者が不当ないし不正な競争を引き起こすような料金設定を行っていないか確認できるような情報公開 行政が部門別・サービス別等の収支情報、コスト情報等を把握している場合、当該経理情報とともに、その前提となる収支、コストの配賦基準及びその考え方、部門別・サービス別販売量等の公開 行政が確認している収支情報、コスト情報等の前提となる会計ルールの整備及びその公開に向けた検討 情報公開が限定される場合、情報の公開が競争に対して及ぼす影響を具体的に明示するなど、情報公開を制限せざるを得ない理由についての十分な説明 行政が確認する情報が適切な会計ルールに則して作成されていることについて、第三者的な立場の専門家によるチェック
		問題が提起された場合	競争事業者等により問題提起がされた場合、不当ないし不正な競争を引き起こすような料金設定の有無についての説明 変更命令の発動要件について、透明性が確保された中で明確化するとともに、その考え方・根拠の明示 不当ないし不正な競争を引き起こすような料金設定の有無を問題とする利用者等の意見・苦情を適切に受け付ける手続及び変更命令の発出の手続きの整備とその明示 意見・苦情を受け付けながら変更命令を発出しない場合、その判断の根拠についての説明、事案そのものについての適時適切な情報公開 競争進展分野において、不当ないし不正な競争を引き起こすような料金設定を行っている場合、それを是正するための対応に関する情報公開
	エッセンシャル・ファシリティーの利用条件等	エッセンシャル・ファシリティーの利用料金	エッセンシャル・ファシリティーの利用料金の算定方法をあらかじめ明確にしておくとともに、その考え方についての情報公開 算定方法を行政が定める場合、パブリックコメントを求めるなど、公正・透明なプロセスを経て策定するとともに、それを明示 上記で提出された意見等の公開 実際の利用料金の設定における、算出根拠・その考え方についての情報公開 エッセンシャル・ファシリティーの提供に係る経理情報、その作成基準及びその考え方、料金算定時に前提とした見通し等と対比できる実績等の情報公開 必要に応じ会計ルール・会計手法を適切に整備、それに基づく情報について、第三者的な立場の専門家によるチェック 会計ルール等を行政が策定する際、策定プロセスにおける透明性の確保
		エッセンシャル・ファシリティー利用のためのその他の条件等	料金以外の利用条件、利用可能性の有無を判断できる情報の公開 利用条件に係るルールを行政が策定する際、策定プロセスにおける透明性の確保 利用料金その他利用条件についてあらかじめ約款化した上での公開

財・サービスの質・内容等	変更命令	変更命令の発動要件について、透明性が確保された中で明確化、その考え方・根拠の明示 実際に変更命令を発出する場合、発出した事実と、その判断の根拠について十分な公開 利用条件に関する問題提起を適切に受け付ける手続及び変更命令の発出手続の整備と明示 問題提起を受け付けたにもかかわらず変更命令を発出しない場合、その判断の根拠についての説明、事案についての適時適切な情報公開 競争進展分野において、利用料金、その他利用条件が公正・公平でない場合、それを是正するための対応に関する迅速な情報公開	
	財・サービスの質・内容等	財・サービスの質・内容についての十分な情報公開  財・サービスの代表的な利用形態に対応する料金、事実上競合する財・サービスとの料金・サービスとの比較情報についての情報提供 上記情報について、事業者のみならず、行政、消費者団体等エージェント機能を果たすなどの第三者による情報提供（営利企業がビジネスとして情報提供）	
	苦情・意見等	利用者等の苦情、意見等の適切な受け付け、その件数・内容、それに対する考え方・対応についての適切な情報公開	
	料金の妥当性	料金設定・改定時	料金の設定根拠について、利用者の理解を得るための自主的な説明 料金・サービスのメニューの公開
		料金設定・改定後	財・サービスの販売実績、当該事業における事業実績等の適切な公開 行政の事後監視に関し、行政が事業者から収集する情報についての公開 行政が確認している収支情報、コスト情報等が公開できない場合にも、その前提となる会計ルールの整備及びその公開に向けた検討 情報公開を限定せざるを得ない場合、その理由についての十分な説明 情報公開を限定せざるを得ない場合、行政が確認する情報が適切な会計ルールに則して作成されていることについて、第三者的な立場の専門家によるチェック
		変更命令	変更命令の発動要件について、透明性が確保された中で明確化、その考え方・根拠の明示 実際に変更命令を発出する場合には、発出した事実と、その判断の根拠について十分な公開 料金の妥当性に関する問題提起を適切に受け付ける手続及び変更命令の発出手続の整備と明示 問題提起を受け付けたにもかかわらず変更命令を発出しない場合、その判断の根拠についての説明、その事案についての適時適切な情報公開 競争進展分野において、不当な競争を行っている場合、それを是正するための対応に関する迅速な情報公開
		その他	事業効率化努力 制度改革の評価・検証 制度改革の趣旨・考え方、新しい制度の妥当性等を説明するための情報公開 収支情報、コスト情報等についての情報公開 新規参入事業者に対して提供する設備・サービスのうち、どこまでをエッセンシャル・ファシリティとするかについて、説明するための情報公開

アクセスしやすい情報の公開	問い合わせ先、請求の手続等の公開情報へのアクセスの方法、公開される情報の内容一覧 インターネットのように、比較的成本をかけずに多数の者に情報を発信でき、情報に対して容易にアクセスできる手法の積極的活用 情報の請求者の匿名性が確保される中での情報公開
分かりやすい情報公開	比較情報、時系列の推移が分かる情報、効率性・サービス水準等を示す指標のように、分かりやすい情報の積極的な提供
詳細な内容についての情報公開	データ等の詳細な情報への適切なアクセスの保証 インターネットのような媒体の積極的活用 比較可能性の確保 情報を求める主体によるニーズの違いに対応した情報公開の在り方の工夫
エージェント機能への期待	詳細な情報を分析、評価、伝達するエージェント機能の形成
評価に活用しやすい情報公開	インターネット等の活用、電子媒体による情報提供
双方向性の確保	相談・苦情等の窓口の一本化、利用者の問い合わせ、意見等の適切な受け付け、それに適切に答えていく仕組み・手続きの整備など双方向的な情報公開 「双方向的な情報公開」を通じ、情報公開の内容・方法を不断に改善

## 東京電力に関する経営・財務調査委員会報告書指摘内容（報告書 P137、P150）（抄）

### (ii) 第三者による規制料金の適正性の確認、妥当性の評価

第三者による料金の適正性の確認、妥当性の評価のためには、届出時と実績の料金原価の乖離を検証することが考えられるが、現行の電気料金情報公開ガイドラインの下では、上記検証を行うために必要な数値（個別原価プロセス等を通じ、各需要種別の料金を算出するために必要な詳細な数値及び実績値等）情報の公開がないため、事実上、第三者が上述のような意味での名目値ベースでの料金の適正性の確認、妥当性の評価を行うことは不可能となっている。

加えて、この電気料金情報公開ガイドラインに従えば、東電が原価算定期間を超えても料金改定を行わない場合には、その理由を説明することとされている。

しかし、この点について、直近 10 年間の東電の情報開示の状況は以下のとおりであり、経営効率化、費用削減に努めることへの言及はあるものの、原価算定期間を超えても料金改定を行わない理由についての直接的な言及はない。

図表6.1.1.3. (21) 原価算定期間を超えても、料金改定を行わない理由

平成13年	上期は原価算定期間に該当、平成14年4月の改定実施を表明（平成13年11月）
平成14年	原価算定期間に該当
平成15年	特段の言及なし
平成16年	平成16年10月の改定実施を表明（平成16年5月）
平成17年	上期は原価算定期間に該当、平成18年4月の改定実施を表明（平成17年11月）
平成18年	原価算定期間に該当
平成19年	今後の電気料金につきましては、円安の進展や金利の上昇、平成19年度税制改正に伴う減価償却費負担の増加など、費用の増加要因があることなどから、当面は現行料金を維持しつつ、一層の経営効率化に努めるとともに、財務体質の改善など事業基盤を強化することにより、長期的な料金の低廉化を目指してまいりたいと考えております。（18年度決算発表時）
平成20年	東京電力グループの総力をあげて徹底した費用削減に努め、当面は現行の電気料金を維持してまいりたいと考えています。（19年度決算発表時）
平成21年	引き続き東京電力グループの総力をあげて徹底した費用削減に努め、当面は現行の電気料金を維持してまいりたいと考えています。（20年度決算発表時）
平成22年	当面は現行の電気料金を維持しつつ、引き続き最大限の経営効率化に努めてまいりたいと考えています。（21年度決算発表時）

こうした点をふまえると、電気料金情報公開ガイドラインに基づく、東電の情報開示の状況は十分であるとは評価しがたく、事業者としての説明責任を十分果たしているとは言い難いと考えられる。

### (1) 総原価の適正性

#### ③ 託送料金等の適正性評価について

・電気料金ガイドラインについて見直し、第三者による料金の適正性の確認、料金の妥当性評価がしっかりと行われるようにすべきではないか。

・特に託送料金については、IPP、PPS 等の事業者の競争条件に影響することであることから、特に透明・中立であることが求められており、規制当局が十分な情報公開を求めることが必要ではないか。

「消費者基本計画」、  
「平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋)

●消費者基本計画(抜粋)

第2 消費者政策の基本的方向

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

政府は、商品と役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講じます。また、国民の消費生活において重要な公共料金等については、その決定、認可等に当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めます。

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

政府は、消費生活に関する消費者等の意見を広く施策に反映し、当該施策の策定の過程の公正性・透明性を確保するための制度の整備などの必要な施策を講じます。

【具体的施策】

今後5年間に講ずべき具体的施策は、以下のとおりです。

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
67	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行って来ますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。	消費者庁 関係省庁等	平成 22 年度中を目途に結論を得ます。

●平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋)

平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・仕組みの見直しなどにつき検討、一定の結論。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 23 年3月 14 日に物価担当官会議を開催し、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱

	<p>いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した。</p> <p>・この申合せの改正により、<u>公共料金等の決定に当たり、従来は値上げの場合に限って消費者庁との協議等が行われることとなっていたところ、各省庁において消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認を徹底する観点から、公共料金等を新規に設定する場合についても、消費者庁への協議等を行うこととした。</u></p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・「平成 22 年度中を目途に結論を得ます。」とされているところ、22 年度中に措置を講じることができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>3. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・改正した物価担当官会議申合せを今後適切に運用する。</p>

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 67 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。)

●消費者基本計画(抜粋)

(4) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
108	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	関係省庁等	継続的に実施します。

●平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」(抜粋)

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 108 番	
具体的施策	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、内閣府、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 ・審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努める。 ・平成22年3月末現在の各府省庁等の現況を把握。関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるように依頼。(消費者庁)  〔参考指標〕 生活者・消費者を代表する委員の選任状況
平成22年度の具体的施策の実施状況	・生活者・消費者代表の委員が増加した審議会数：7 【総務省】 年金業務監視委員会 【農林水産省】 食料・農業・農村政策審議会、独立行政法人評価委員会、農林漁業保険審査会、獣医事審議会、林政審議会 【経済産業省】 計量行政審議会 (選任状況の詳細は別表のとおり。) ・消費者庁において、各府省庁等の現況を把握するとともに、審議会を有する府省庁等に対して、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう文書で依頼した。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・7つの審議会(3省)において、生活者・消費者代表の委員を増加させており、審議会委員に生活者・消費者を代表する委員を選任することにより、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映するという施策の趣旨に沿った取組を進めることができた。  2. 過去の実績との比較を踏まえた評価  3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き関係府省庁においては、審議会委員の選任に当たって、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めることとする。
備考	

【参考資料：施策番号108番の別表】

「審議会等」における「生活者・消費者を代表する委員」の選任状況【平成23年3月31日時点】

(注1)「審議会等」とは、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく国の審議会等である。  
 (注2)平成22年度中に活動のない(停止中の)審議会は記載していない。  
 (注3)審議会の本(親)委員会の状況について示したものを、したがって、当該審議会の「分科会」、「専門委員会」等は含まれていない。

74

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任にじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
内閣府	民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等活用事業推進室	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第21条	9 (9)	0 (0)	無	民間資金等活用事業推進委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	官民競争入札等監理委員会	内閣府官民競争入札等監理委員会事務局	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第37条	12 (12)	0 (0)	無	官民競争入札等監理委員会は、国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	食品安全委員会	食品安全委員会事務局総務課	食品安全基本法第22条	7 (7)	0 (0)	有	食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正な立場から食品の安全性についてリスク評価を実施するなどの役割を担っており、利害調整を行う場ではないため、食品安全委員会委員に「生活者・消費者」という立場を代表する者を任命することは適切ではない。 なお、食品安全委員会に設置されている企画専門調査会には、消費者代表の専門委員も任命されており、食品安全委員会の運営等に関しては、消費者の立場に立った意見も反映されているところ。また、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論について、原則として、国民からの意見募集を行うなど、リスクコミュニケーションを実施しているところ。このように、可能な範囲で、消費者の意見への配慮も行っている。
	内閣府独立行政法人評価委員会	大臣官房政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条、内閣府設置法第37条	14 (14)	2 (2)	有	
	公文書管理委員会	大臣官房公文書管理課	公文書管理法第28条	7	0	無	公文書管理委員会は、公文書等の管理に関し、専門的・第三者的な見地から調査審議及び意見具申を行うことを目的とする審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表という分類から選任することになじまない。 平成22年6月に設置された。
	中央障害者施策推進協議会	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(障害者施策担当)	障害者基本法第24条	30 (30)	13 (13)	無	
	原子力委員会	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 参事官(原子力担当)	原子力基本法第4条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	5 (5)	1 (1)	無	
	原子力安全委員会	原子力安全委員会事務局総務課	原子力基本法第4条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	5 (5)	0 (0)	有	原子力安全委員会は、根拠法令に基づき、原子力利用政策の規制に関することを審査、決定等することを目的とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	衆議院議員選挙区画定審議会	大臣官房 企画調整課	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第1条	7 (7)	0 (0)	無	衆議院議員選挙区画定審議会は、必要があると認めるときに国勢調査の結果、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、選挙区の改定案を合理的に作成し、内閣総理大臣に勧告することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	統計委員会	大臣官房 統計委員会担当室	統計法第44条	13 (13)	0 (0)	無	統計委員会は、基幹統計の指定や匿名データの作成等に関する専門・技術的な審議を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会事務局 総務課	情報公開・個人情報保護審査会設置法	15 (15)	0 (0)	有	情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	公益認定等委員会	公益認定等委員会事務局	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第32条	7 (7)	0 (0)	無	委員の任命について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第35条において、委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関して公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人の活動に関して識見有する者のうち、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものと定められているため。
	沖縄振興審議会	政策統括官(沖縄政策担当) 付 参事官(企画担当)	沖縄振興特別措置法第111条	20 (20)	0 (0)	有	沖縄振興審議会は沖縄の振興に関して調査、審議を行っているが、その中では、県民生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
	消費者委員会	消費者委員会事務局	消費者庁及び消費者委員会設置法	9 (10)	9 (10)	無	
金融庁	金融審議会	総務企画局 企画課	金融庁設置法第6条	16 (27)	3 (3)	有	今後設立予定であるWGのメンバーの選任についても、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めたい。
	証券取引等監視委員会	証券取引等監視委員会事務局総務課	金融庁設置法第6条	3 (3)	-	有	委員長、委員は国会同意人事であることから、その選任について、監視委事務局として回答する立場にない。
	自動車損害賠償責任保険審議会	監督局保険課	自動車損害賠償保障法第31条 設置	19 (18)	6 (6)	有	
	公認会計士・監査審査会	公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室	公認会計士法第35条	10 (10)	-	有	会長及び委員は国会同意人事であることから、その選任について、公認会計士監査審査会事務局として回答する立場にない。
	金融機能強化審査会	監督局 総務課	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第48条	5 (5)	0 (0)	有	金融機能強化審査会(以下「審査会」)の委員については、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第49条第2項により「金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する」と規定されている。これは、審査会が、最終的な資本参加の判断を行う内閣総理大臣に対して、金融機関等より提出された経営強化計画に関して、収益等の数値目標やその裏付けとなるビジネスプラン等の妥当性や実現可能性について、専門的、客観的な見地から意見を述べる等の役割を期待されているためである。審査会の委員は、これらの役割を果たしうる有識者から選任しているところ。
	企業会計審議会	総務企画局 企業開示課	金融庁組織令第24条	19 (20)	0 (0)	有	生活者・消費者は直接の利害関係者に当たらないため。
総務省	地方財政審議会	自治財政局 財政課 (地方公務員共済組合分科会は総務省自治行政局公務員部福利課が、固定資産評価分科会は総務省自治税務局固定資産税課が担当課となる。)	総務省設置法第8条	5 (5)	0 (0)	無	地方財政審議会は、地方交付税、地方譲与税、地方債、地方財政計画等に関し、法令によりその権限に属させられた事項を処理すること等を目的として設置されている。 上記の活動内容に鑑みれば、委員には地方自治に関して優れた識見を有することが求められており、総務省設置法にその旨が規定されていることから、生活者・消費者代表の選任にはなじまない。 <参考> 総務省設置法(平成十一年七月十六日法律第九十一号)(抄) (委員の任命) 第十二条 委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。 2 前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならない。 一 全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人 二 全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人 三 全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	国地方係争処理委員会	自治行政局 行政課	地方自治法第250条の7	5 (5)	0 (0)	無	国地方係争処理委員会は、国の関与の適法性等を審査し、具体的な国と地方の係争を処理することを任務とすることから、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	電気通信事業紛争処理委員会	電気通信事業紛争処理委員会事務局	電気通信事業法第144条	5 (5)	0 (0)	有	電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業者間の接続等に関する紛争を処理する専門的組織であり、委員の任命は電気通信事業法第147条に「電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。旨規定されていることから、生活者・消費者代表の選任にはなじまない。
	電波監理審議会	総合通信基盤局 総務課	電波法第99条の2(放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送の運営の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法)	5 (5)	1 (1)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房 政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条、総務省設置法第8条	15 (15)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、総務省所管の独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うことを目的とする委員会であり、生活者・消費者の利益にかかるテーマは審議しないため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	退職手当・恩給審査会	人事・恩給局 総務課	総務省設置法第8条	16 (16)	0 (0)	有	退職手当・恩給審査会は、国家公務員等に対する退職手当の支給制限等の処分に関する審査及び恩給の審査請求の裁決に係る審査等を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	年金業務監視委員会	行政評価局 総務課	総務省組織令附則第20条	7 (6)	1 (0)	無	
	政策評価・独立行政法人評価委員会	行政評価局 総務課	総務省組織令第121条	7 (7)	0 (0)	有	委員は、政策評価及び独立行政法人の評価に関して専門的知見を有する者や、財界人として組織の再編、経営の効率性の向上等に関して豊かな経験と卓越した見識を有する者から選任している。
	年金記録確認中央第三者委員会	行政評価局 行政相談課	総務省組織令附則第22条	25 (25)	0 (0)	無	年金記録確認中央第三者委員会は、年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務としており、委員については、専門性及び識見の高い法曹関係者や年金実務に精通した者などから選任することとしているため、生活者・消費者代表の委員の選任にはなじまない。
	情報通信審議会	情報通信国際戦略局情報通信政策課 管理室	総務省組織令第121条	30 (30)	2	有	
	情報通信行政・郵政行政審議会	情報流通行政局 総務課	総務省組織令第121条	27 (27)	2 (2)	無	情報通信行政・郵政行政審議会の委員の人選にあたっては閣議決定等に基づき、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡な構成になるよう留意し、学会、経済界、言論・評論界、利用者・労働界等、国民各階層からの幅広い意見を代表できるよう配慮している。
消防庁	消防審議会	消防庁総務課	総務省組織令第151条	13 (13)	1 (1)	無	
法務省	司法試験委員会	大臣官房人事課	司法試験法第12条第1項	7 (7)	0 (0)	無	司法試験委員会は、司法試験及び予備試験を行うことを主たる目的とする審議会等であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	検察官適格審査会	大臣官房人事課	検察庁法第23条	11 (11)	0 (0)	有	検察官適格審査会は、検察官の適格性に関する審査を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任にじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央更生保護審査会	保護局総務課	更生保護法第4条	5 (5)	0 (0)	有	中央更生保護審査会は、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出をすること等を目的とする審査会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
	日本司法支援センター評価委員会	大臣官房司法法制部司法法制課	総合法律支援法第19条第1項	10 (10)	1 (1)	有	
	法制審議会	大臣官房司法法制部司法法制課	法務省組織令第57条	20 (19)	1 (1)	有	
	検察官・公証人特別任用等審査会	大臣官房人事課	検察庁法第18条、公証人法第13条ノ2、法務省組織令第57条	11 (11)	0 (0)	有	検察官・公証人特別任用等審査会は、副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理すること並びに公証人の選考及び公証人法に規定する議決に関する事項を処理することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
外務省	独立行政法人評価委員会	大臣官房総務課考査・政策評価官室	独立行政法人通則法第12条	12 (12)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価に関することなどを扱うものであり、所管の独立行政法人の業務の性質上も、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
	外務人事審議会	大臣官房人事課	外務省組織令第90条	7 (4)	0 (0)	有	外務人事審議会は、外務公務員の人事管理にあたる諮問・報告機関であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
財務省	財政制度等審議会	主計局調査課	財務省設置法第6条	22 (29)	0 (0)	有	財政制度等審議会は、国の予算、決算及び会計の制度、国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議すること等を目的とする審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
	関税・外国為替等審議会	関税局関税課・国際局調査課	財務省設置法第6条	29 (28)	2 (2)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房文書課政策評価室	独立行政法人通則法第12条、財務省設置法第6条	20 (18)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、外部有識者による独法の年度等業務の実績に関する評価を行うことを目的とする審議会であるため、原則として委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
	関税等不服審査会	関税局業務課	財務省組織令第65条	20 (20)	1 (1)	有	
国税庁	国税審議会	長官官房総務課、長官官房人事課、課税部酒税課	財務省設置法第21条	19 (17)	3 (3)	有	
文部科学省	科学技術・学術審議会	科学技術・学術政策局政策課	文部科学省設置法第6条	30 (30)	0 (0)	有	科学技術・学術審議会は、科学技術・学術の総合的な振興に関する重要事項を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
	宇宙開発委員会	研究開発局参事官(宇宙航空政策担当)付	文部科学省設置法第6条	5 (5)	0 (0)	有	宇宙開発委員会は、宇宙開発に関する長期的な計画などの重要事項を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
	国立大学法人評価委員会	高等教育局国立大学法人支援課国立大学法人評価委員会室	国立大学法人法第9条	20 (20)	0 (0)	無	国立大学法人評価委員会は、国立大学法人等の業務の実績に関する評価を実施することを目的とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。
	放射線審議会	科学技術・学術政策局原子力安全課	放射線障害防止の技術的基準に関する法律第4条	20 (20)	0 (0)	有	放射線審議会は、放射線障害の防止に関する技術的基準を科学的観点から斉一を図ることを目的に設置されており、委員は放射線障害の防止に関し学識経験のある者を任命することとなっている。(放射線障害防止の技術的基準に関する法律)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになりません。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	独立行政法人評価委員会	大臣官房政策課評価室	独立行政法人通則法第12条、文部科学省設置法第20条	24 (26)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	中央教育審議会	生涯学習政策局政策課	文部科学省組織令第85条	30 (30)	0 (0)	有	中央教育審議会は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成やスポーツの振興に関する重要事項等を調査審議することを所掌事務としており、委員は学識経験者から選任することとされている。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
	教科用図書検定調査審議会	初等中等教育局教科書課	文部科学省組織令第85条	30 (30)	0 (0)	無	教科用図書を調査審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者と分類することになじまない。
	大学設置・学校法人審議会	高等教育局高等教育企画課大学設置室 高等教育局私学部私学行政課	文部科学省組織令第85条	29 (29)	0 (0)	有	大学設置・学校法人審議会は、大学等の設置等に係る審査を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	原子力損害賠償紛争審査会	研究開発局原子力課	原子力損害の賠償に関する法律第18条	0 (8)	0 (0)	無	平成22年8月4日をもって廃止
文化庁	文化審議会	長官官房政策課	文部科学省設置法第29条	29 (30)	0 (0)	有	文化審議会は、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議すること等を所掌事務としており、その委員は学識経験者から選任することとされている(文部科学省設置法、文化審議会令)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
	宗教法人審議会	文化部宗務課	宗教法人法第71条	20 (20)	0 (0)	有	宗教法人審議会は、文部科学大臣の諮問に応じて、所轄庁による宗教法人規則等の不認証や審査請求に対する裁決などについて処理し、及びこれに関連し留意すべき事項に関し文部科学大臣に意見を述べることを所掌事務としており、その委員は宗教家及び学識経験がある者のうちから選任することとされている(宗教法人法第72条第2項)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
厚生労働省	社会保障審議会	政策統括官付社会保障担当参事官室	厚生労働省設置法第6条第1項	26 (25)	2 (2)	有	
	厚生科学審議会	大臣官房厚生科学課	厚生労働省設置法第6条第1項	28 (28)	1 (1)	無	
	労働政策審議会	政策統括官労働政策担当参事官室	厚生労働省設置法第6条第1項	30 (30)	0 (0)	無	労働政策審議会は、使用者代表、労働者代表、公益代表の委員が集い総合的な労働政策を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	医道審議会	医政局医事課	厚生労働省設置法第6条第1項	30 (30)	0 (0)	有	医道審議会は、医療関係職種の資格・試験等に関する事項を処理することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	薬事・食品衛生審議会	医薬食品局総務課	厚生労働省設置法第11条第1項	30 (30)	3 (3)	有	
	独立行政法人評価委員会	政策統括官政策評価官室	独立行政法人通則法第12条、厚生労働省設置法第6条第2項	30 (30)	0 (0)	無	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	がん対策推進協議会	健康局総務課がん対策推進室	がん対策基本法第19条	20 (20)	5 (5)	無	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央最低賃金審議会	労働基準局労働条件政策課賃金時間室	最低賃金法第20条	18 (18)	0 (0)	有	中央最低賃金審議会の委員については、法第22条の規定により、労働者代表委員、使用者代表委員及び学識経験者等である公益代表委員の同数をもって組織することとなっている。
	労働保険審査会	労働基準局総務課	労働保険審査官及び労働保険審査会法	9 (9)	0 (0)	有	労働保険審査会の委員は、法第27条の規定により、人格が高潔であって労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に関する学識経験を有する者のうちから任命されることとなっている。
	中央社会保険医療協議会	保険局医療課	社会保険医療協議会法第1条第1項	20 (20)	1 (1)	有	社会保険医療協議会法三条第一項一号の委員七名(支払側代表)の内、一名が患者代表である。
	社会保険審査会	保険局 総務課社会保険審査会調整室	社会保険審査官及び社会保険審査会法第19条	6 (6)	0 (0)	有	社会保険審査会委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、任命するとされており、特定層から選定する仕組みとはなっていない。 なお、社会保険審査会の審理には、上記委員の他に、法律上、被保険者側の利益代表者等の意見が反映できるよう参与制度(大臣による指名)が設けられている。
	疾病・障害認定審査会	健康局総務課	厚生労働省組織令第132条	26 (27)	0 (0)	有	疾病や障害の認定、感染症にかかる不服申立てについては、極めて専門的かつ個別的審議内容に関わるものであるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	援護審査会	社会・援護局 援護課	厚生労働省組織令第132条	10 (10)	0 (0)	有	援護審査会は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金の受給権や不服申立てに係る審査を行うものであるが、具体的には、戦傷病者の障害の程度、戦没者と請求者との身分関係等について審議するものであり、極めて専門的かつ個別的審議に関わるものであることから、そもそも委員の属性を生活者、消費者代表と分類することになじまない。
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会	大臣官房政策課	食料・農業・農村基本法第39条	22 (19)	4 (2)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房文書課	独立行政法人通則法第12条、農林水産省設置法第6条第2項	25 (26)	6 (4)	有	
	農林漁業保険審査会	経営局保険課	農業災害補償法第144条	20 (20)	1 (0)	有	
	農業資材審議会	消費・安全局 農産安全管理課	農林水産省設置法第6条及び第7条、農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、農業機械化促進法及び種苗法	26 (26)	4 (4)	無	
	獣医事審議会	消費・安全局 畜水産安全管理課	獣医師法第24条	20 (20)	3 (2)	有	
	農林物資規格調査会	消費・安全局 表示・規格課	農林水産省組織令第85条	0 (19)	0 (6)	無	
	林政審議会	林政部林政課	森林・林業基本法第29条	20 (21)	3 (0)	有	
	水産政策審議会	漁政部漁政課	水産基本法第35条	20 (20)	2 (2)	無	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
経済産業省	産業構造審議会	経済産業政策局産業構造課	経済産業省設置法第6条第1項	21 (20)	1 (1)	有	
	消費経済審議会	商務情報政策局商務流通グループ消費経済政策課	経済産業省設置法第6条第1項	8 (11)	5 (5)	有	
	日本工業標準調査会	産業技術環境局基準認証政策課	工業標準化法第3条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	21 (23)	3 (4)	有	
	計量行政審議会	産業技術環境局知的基盤課計量行政室	計量法第156条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	17 (13)	4 (0)	有	「生活者・消費者を代表する委員数」が平成22年3月31日時点でいなかったのは、任期が切れていたこと等によるもの。
	独立行政法人評価委員会	大臣官房政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	18 (20)	0 (0)	有	独立行政法人の評価委員会は、経済産業省所管の独立行政法人の業務の実績を評価することを目的とする委員会である。このため、本委員会の委員の選任に当たっては、経済産業政策について「学識経験のある者のうちから経済産業大臣が任命する」と規定しているところであり、委員の属性を生活者・消費者代表と分類し特定することはなじまないと考える。
	化学物質審議会	製造産業局化学物質管理課	経済産業省組織令第95条	11 (11)	1 (1)	有	
資源エネルギー庁	総合資源エネルギー調査会	総合政策課	経済産業省設置法第18条	23 (25)	4 (6)	有	
特許庁	工業所有権審議会	総務部 秘書課、総務課	経済産業省組織令第144条第1項	11 (11)	0 (0)	有	工業所有権審議会は、工業所有権を扱う高度な専門的知識を要する審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
中小企業庁	中小企業政策審議会	事業環境部 企画課	中小企業基本法第26条、中小企業庁設置法第5条第1項	28 (29)	0 (0)	有	
国土交通省	国土審議会	国土計画局総務課	国土交通省設置法第6条	29 (29)	0 (0)	有	当審議会を構成する委員は、院からの指名により任命される国会議員と、学識経験を有する者を任命することが法令上規定されている。これら委員の任命に当たっては、消費者代表等を含め広く国民の参画を想定しているところであるが、非常に広範な分野の内容や専門的事項を調査審議するという特性を有している反面、実質的な調査審議の場とするために人数的な制約があること等から、現在、消費者代表として参画している委員はいないところである。
	社会資本整備審議会	総合政策局総務課	国土交通省設置法第6条	26 (26)	0 (0)	有	社会資本整備審議会の調査審議事項は、社会資本整備のあり方、バリアフリー施策、地球温暖化対策から住宅政策、不動産投資市場のあり方までと多岐に渡っており、委員の任命にあたっては、各分野から幅広く人選を行っているところであるが、結果として消費者代表の方が存在しなかった。
	交通政策審議会	総合政策局総務課	国土交通省設置法第6条	26 (26)	0 (0)	有	交通政策審議会の調査審議事項は、交通政策のあり方、バリアフリー施策、地球温暖化対策から国際物流施策、技術施策までと多岐に渡っており、委員の任命にあたっては、各分野から幅広く人選を行っているところであるが、結果として消費者代表の方が存在しなかった。
	運輸審議会	運輸審議会	国土交通省設置法第6条	6 (6)	6 (6)	有	運輸審議会は、国土交通大臣が両議院の同意を得て任命する広い経験と高い識見を有する6人の委員で構成される合議制の機関である。個々の諮問事案の審議に当たっては、公平かつ合理的な審議を行っているところであり、当然に利用者(消費者)の目線での議論もなされている。
	中央建設工事紛争審査会	国土交通省総合政策局建設業課紛争調整官室	建設業法第25条	15 (15)	0 (0)	有	中央建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき国土交通省に置かれている、準司法的機関(裁判外紛争解決(ADR)機関)であり、「建設工事の請負契約」に関する個別の民事紛争(瑕疵問題、請負代金不払い等)を、それぞれの分野の専門家により、簡易・迅速・妥当に解決することを目的としているため。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央建設業審議会	総合政策局建設業課	建設業法第34条	20 (20)	0 (0)	有	中央建設業審議会は、建設工事の受注者及び発注者から中立的な機関である必要があるため、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者によって組織することとされており、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	土地鑑定委員会	土地・水資源局地価調査課	地価公示法第12条	7 (7)	0 (0)	無	土地鑑定委員会は、標準地の正常な価格を判定・公示し、一般の土地の取引価格に対して指標を与えることを所掌とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	国土開発幹線自動車道建設会議	道路局総務課	国土開発幹線自動車道建設法	10 (10)	0 (0)	有	衆・参両院がそれぞれ指名する国会議員を除く委員(学識経験者)については、現在任命されていない。
	中央建築士審査会	住宅局建築指導課	建築士法第28条	10 (10)	0 (0)	有	当審査会の委員は、建築士のうちから国土交通大臣が任命することになっており、やむを得ない理由があるときは、学識経験者のうちから任命することができることになっている。
	独立行政法人評価委員会	政策統括官付政策評価官付	独立行政法人通則法第12条第1項、国土交通省設置法第6条第2項	27 (21)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	奄美群島振興開発審議会	都市・地域整備局特別地域振興官付	奄美群島振興開発特別措置法第7条	9 (9)	0 (0)	有	奄美群島振興開発審議会は、法の規定により、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、国土交通大臣が任命することとしており、委員について消費者・生活者の代表として任命するものではないが、奄美群島の振興開発に関する重要事項を調査、審議するにあたっては、群島住民の生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
	小笠原諸島振興開発審議会	都市・地域整備局特別地域振興官付	小笠原諸島振興開発特別措置法第11条	13 (13)	0 (0)	無	小笠原諸島振興開発審議会は、法の規定により、学識経験のある者並びに地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、国土交通大臣が任命することとしており、委員について消費者・生活者の代表として任命するものではないが、小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査、審議するにあたっては、島民の生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
環境省	中央環境審議会	環境省大臣官房総務課	環境基本法第41条	30 (30)	1 (1)	有	
	公害健康被害補償不服審査会	環境省総合環境政策局 環境保健部企画課	公害健康被害の補償等に関する法律第111条	6 (6)	0 (0)	有	審査請求の事件を取り扱うにあたっては、公害問題に関する識見に加え、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験が求められるため
	独立行政法人評価委員会	環境省総合環境政策局総務課	独立行政法人通則法第12条第1項	14 (14)	1 (1)	無	
	臨時水俣病認定審査会	環境保健部 企画課特殊疾病対策室	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法	10人以内 (10人以内)	0 (0)	無	水俣病の医学的・専門的な知見のある者を委員として、選任しており、生活者代表の選任にはなじまないため
防衛省	自衛隊員倫理審査会	防衛省 人事教育局 服務管理官	自衛隊員倫理法第10条	5 (5)	0 (0)	有	自衛隊員倫理法に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事務を補佐することを目的とする審議会であるため、生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。
	防衛施設中央審議会	防衛省 大臣官房 文書課	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第30条	7 (7)	0 (0)	無	駐留軍特措法に基づき設置された、防衛大臣が代行決裁を行う場合の議決、防衛大臣の諮問事項(返還、損失補償等に係る異議申立)に応ずる審議及び連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金支給に係る不服申立について防衛大臣の諮問に応ずることを目的として、外交安保、憲法及び民法等各専門分野について防衛士、弁護士、大学教授等学識経験者から選任しており、会の趣旨から生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。また、本審議会委員は、駐留軍特措法31条2において、学識経験のある者のうちから任命することとされている。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任にじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	独立行政法人評価委員会	防衛省 大臣官房 企画評価課	独立行政法人通則法第12条第1項	5 (4)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務の実績に関する評価に関する事務を処理することを目的とする委員会であるため、そもそも生活者・消費者を代表する委員の選任に馴染まない。 また、防衛省独立行政法人評価委員会令(平成19年政令第2号)第2条において、委員は学識経験のある者のうちから任命することとされている。
	防衛人事審議会	防衛省 人事教育局 人事計画・補任課 給与課	防衛省組織令第43条の2第1項	16 (16)	0 (0)	有	自衛隊員の処遇等について、調査審議することを目的とする審議会であるため、そもそも生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。
	防衛調達審議会	防衛省 経理装備局 監査課	防衛省組織令第43条の3	7 (7)	0 (0)	有	防衛調達審議会は、防衛調達の透明性・公正性の確保を目的として、弁護士・公認会計士・大学教授等から委員を選任しており、会の趣旨から生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。

## 審議会等における委員の選任等の状況

### 1 公共料金に関わる審議会等（主なもの）における委員の選任等の状況

所管省庁	審議会等の名称 (公共料金の種類)	委員構成	委員の選任状況		公開に関する規定	実際の公開状況
			消費者庁 (平成23年3月末)	消費者委員会 (平成23年12月末)		
総務省	情報通信行政・郵政行政審議会 (郵便料金、NTT東西加入電話)	・19名 (規程上30名)	2	1 (全相協前理事長)	原則公開	議事録、配付資料 審議資料等
	電波監理審議会 (電波利用料)	・5名 (規程上5名) ※国会同意	1	1 (消費生活アドバイザー)	規定無し	議事録、配付資料 審議資料等
金融庁	自動車損害賠償責任保険審議会 (自動車損害賠償責任保険料)	・13名 (規程上13名)	6	1 (日本消費者協会職員)	原則公開	議事録、配付資料
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会 (指定食肉の安定上位価格等)	・22人 (規程上30名)	4	2 (全国消団連事務局長、主婦代表)	規定無し	議事録、配付資料
国土交通省	運輸審議会 (鉄道、バス、タクシー等)	・6名 (規程上6名) ※国会同意	6	0	規定無し	議事概要、 諮問・答申文

(注) 当委員会の調査結果による。

### 2 平成22年度中に消費者を代表する委員を増やしたとする審議会等における委員の選任等の状況

所管省庁	審議会等の名称 (公共料金の種類)	委員構成	委員の選任状況		公開に関する規定	実際の公開状況
			消費者庁 (平成23年3月末)	消費者委員会 (平成23年12月末)		
農林水産省	独立行政法人評価委員会	・25名 (規程上30名)	3	全国消団連事務局職員、全地婦連事務局長、主婦連合会役員	規定上は非公開	議事録、配付資料
	農林漁業保険審査会	・20名 (規程上20名)	1	全相協理事長	原則公開	議事録、配付資料
	獣医事審議会	・20名 (規程上20名)	1	元全国消団連事務局長	規定無し	議事要旨
	林政審議会	・20名 (規程上30名)	1	NPO団体役員	規定無し	議事録、配付資料
経済産業省	計量行政審議会	・19名 (規程上20名)	3	県地婦連役員、NACS役員、主婦連合会事務局長	原則公開	議事録、配付資料

(注) 当委員会の調査結果による。

## 物価担当官制度の設置について

昭和 41 年 5 月 31 日

閣議決定

昭和 61 年 6 月 24 日一部改正

平成 10 年 12 月 15 日一部改正

平成 12 年 12 月 26 日一部改正

平成 16 年 4 月 9 日一部改正

平成 21 年 8 月 25 日一部改正

消費者物価安定の重要性にかんがみ、各省庁所掌事務について物価安定の見地から所要の調整を行ない、物価政策の強力かつ円滑な推進をはかるため、次の措置を講ずる。

1 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省並びに金融庁において、当該省庁の所管にかかる価格又は料金の決定及び物価に重要な影響のある施策について、物価政策の観点から所要の調整の事務を担当する審議官クラスの物価担当官 1 名を指名する。

上記措置は、各省庁設置法による現行の定員の範囲内において行う。

2 消費者庁に物価担当官会議を設置する。

- (1) 物価担当官会議は、消費者庁長官を長とし、各省庁の物価担当官、内閣官房内閣審議官、内閣府関係政策統括官、公正取引委員会事務局総長及び消費者庁次長をもって構成する。
- (2) 物価担当官会議は、必要のある場合、構成員以外の関係行政機関職員等に対して出席を求めることができる。
- (3) 物価担当官会議には、必要に応じ、個別の価格安定対策の推進をはかるために部会を設けることができるものとする。
- (4) 物価担当官会議の庶務は、消費者庁が行なう。

3 昭和 35 年 9 月 30 日付け閣議了解による「消費者物価対策連絡協議会」は廃止する。

## 物価担当官会議 名簿

【議長】	消費者庁	消費者庁長官
	内閣官房	内閣審議官
	内閣府	大臣官房長
		政策統括官（経済財政運営担当）
		政策統括官（経済社会システム担当）
		政策統括官（経済財政分析担当）
	公正取引委員会	事務総長
	金融庁	総務企画局審議官（監督局担当）
	消費者庁	次長
	総務省	大臣官房長
	財務省	大臣官房総括審議官
	文部科学省	大臣官房総括審議官
	厚生労働省	政策統括官（労働担当）
	農林水産省	大臣官房審議官（兼消費・安全局）
	経済産業省	大臣官房審議官（経済産業政策担当）
国土交通省	総合政策局審議官	

## 最近の物価担当官会議の開催状況

### (1) 物価政策一般

年月日	案 件
H10. 11. 27	年末年始における物価対策について
H11. 11. 26	年末年始における物価対策について
H15. 3. 24	当面の物価対策について（イラク問題対応）
H16. 10. 29	台風 23 号及び新潟県中越地震等に関する関係府省の取組について 公共料金分野における規制影響分析（R I A）の検討について
H17. 10. 14	公共料金分野における R I A ガイドライン中間報告について
17. 12. 28	寒波・雪害に関する物価対策について
H18. 1. 13	寒波・雪害に関する物価対策について
H19. 12. 19	生活関連物資等の価格上昇への対策について 物価担当官会議申し合わせ
H20. 2. 8	原油価格、穀物等の原料価格の高騰に関連する物価対策
H20. 4. 25	生活関連物資等の価格の現状について 「物価担当官会議申し合わせ」（H19. 12. 19）の再確認
H20. 5. 16	石油製品の価格動向等について
H23. 3. 14	東北地方太平洋沖地震への対応について 物価担当官会議申し合わせ
H23. 4. 4	生活関連物資等の価格・需給にかかる各省庁の取組について
H23. 4. 28	生活関連物資等の価格・需給にかかる各省庁の取組について、 建設資材の価格・需給にかかる各省庁の取組について

## (2) 公共料金

年月日	案 件
H10. 1. 7	N T Tの電話料金改定
1. 27	10 電力会社の料金改定
3. 3	社会保険診療報酬の改定
H11. 1. 25	大阪ガス株の料金改定
2. 4	相模鉄道株の運賃改定
7. 6	神戸市地下鉄の運賃改定
H12. 1. 31	介護報酬の設定
3. 10	社会保険診療報酬の改定
6. 8	N T T東西のプライスカップ設定
8. 7	公共料金における情報公開の推進について
H14. 3. 1	社会保険診療報酬の改定
3. 8	西武鉄道株の運賃改定
H15. 6. 20	N T T東西のプライスカップ設定
H17. 2. 15	大手民鉄3社の運賃改定
17. 11. 25	京都市地下鉄の運賃改定
H18. 6. 20	N T T東西のプライスカップ設定
H19. 10. 12	東京地区タクシーの上限運賃改定
H21. 6. 11	N T T東西のプライスカップ設定

## 公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて

〔 平成 23 年 3 月 14 日  
物価担当官会議申合せ 〕

政府の規制する料金または価格（以下「公共料金等」という。）の新規設定及び変更に係る決定、認可その他の措置（以下「認可等」という。）については、消費者基本法第 16 条第 2 項の趣旨を踏まえ消費者に与える影響を十分に考慮すべく、下記により取扱うこととする。

なお、昭和 47 年 7 月 20 日付け物価担当官会議申合せ「公共料金等の改定の取扱いについて」はこれを廃止する。

### 記

1. 重要な公共料金等（別紙 1 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、事前に物価問題に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）に付議する。
2. 上記以外の公共料金等（別紙 2 に掲げるもの）の新規設定及び変更（引下げの場合を除く。）については、所管省庁が認可等をするに当たり、消費者庁と事前に協議を行うものとする。
3. その他は各省庁において処理するものとし、事後速やかに消費者庁へ情報提供を行う。
4. ただし、1. 及び 2. のうち法律、政令または予算による等、公共料金等が閣議を経て決定される場合には、重ねて関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うことは要しないこととする。この場合において、所管省庁はあらかじめ法令協議や予算編成段階等において消費者庁と調整を行うものとする。
5. 公共料金等の認可等について、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議が必要、かつ適当な特別な事情がある場合には、上記にかかわらず、関係閣僚会議への付議や消費者庁との協議を行うものとする。
6. 公共料金等に関する制度改正などにより本申合せの改定が必要と考えられる場合は、所管省庁は事前に消費者庁へ連絡するものとする。

別紙1 物価問題に関する関係閣僚会議に付議する公共料金等

【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
総務省	<p>(1) 以下に掲げる郵便物、信書便物の料金の上限</p> <p>① 定形郵便物（25グラム以下のものに限る。）</p> <p>② 料金上限規制の対象となる25グラム以下の信書便物</p> <p>(2) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金に係る基準料金指数の算出方法の設定又は変更</p> <p>(3) NTT東西の加入電話、公衆電話、ISDNの料金につき、変更後の料金の料金指数が(2)の基準料金指数を超える変更</p>
財務省	<p>(1) 製造たばこの小売定価（定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が50%を超える場合に限る。）</p>
文部科学省	〔 (1) 国立学校授業料の額の標準 〕
厚生労働省	〔 (1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が引上げとなる場合に限る。） 〕
経済産業省	<p>(1) 一般電気事業者のうち、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力の供給約款料金</p> <p>(2) 一般ガス事業者のうち、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、神戸、横浜）に係る供給約款料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）</p>
国土交通省	<p>(1) 以下に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① JR旅客会社（北海道、東日本、東海、西日本、四国、九州）</p> <p>② 民鉄大手15社（東武、西武、京王、小田急、東急、京急、京成、相鉄、名鉄、近鉄、京阪、南海、阪急、阪神、西鉄）</p> <p>③ 東京地下鉄及び6大都市（東京都、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市をいう。以下同じ。）の公営地下鉄</p> <p>(2) 以下に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の変更のうち重要なもの（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>① 東京都特別区内に路線を有する大手民営事業者（国際興業、関東バス、西武バス、東急バス、京王バス東、京浜急行バス、小田急バス、京成バス、東武バスセントラル）</p> <p>② 6大都市の公営事業者</p> <p>(3) 東京都特別区に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者）の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p>

別紙2 消費者庁と協議を行うものとする公共料金等

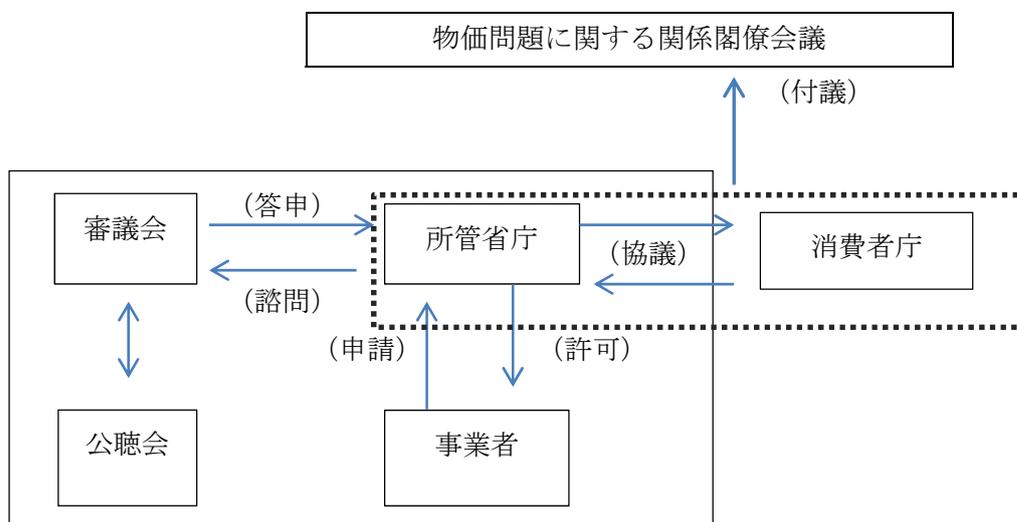
【注】「公共料金の種類」欄で括弧囲いした項目は、公共料金等が閣議を経て決定される場合（本文の記4. に該当）を示す。

所管	公共料金等の種類
警察庁	(1) 運転免許手数料の額の標準（試験手数料、交付手数料、更新手数料及び更新時講習手数料）
金融庁	(1) 自動車損害賠償責任保険料
総務省	(1) 第三種郵便物、第四種郵便物の料金 (2) 国内電報に関する基本的な料金（通常電報料） (3) 電波利用料
法務省	(1) 不動産登記法、商業登記法その他の法令による登記簿の謄抄本等の交付等の請求に関する以下の手数料 ① 登記事項証明書又は登記簿の謄本若しくは抄本 ② 登記識別情報に関する証明書 ③ 地図等及び土地所在図等の全部又は一部の写し ④ 印鑑の証明書 ⑤ 建造中の船舶の登記がないことの証明 ⑥ 登記簿又はその付属書類の閲覧 ⑦ 本支店一括登記 (2) 戸籍手数料の額の標準
外務省	(1) 旅券手数料（都道府県が徴収できる手数料の額の標準を含む。）
財務省	(1) 製造たばこの小売定価 （定価の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が1%を超え50%以下の場合に限る。） (2) 製造たばこの最高販売価格 （価格の新規設定及び変更に係る製造たばこの国内市場占有率が25%を超える場合に限る。）
文部 科学省	(1) 国立学校入学料の額の標準 (2) 国立学校検定料の額の標準 (3) 検定教科書の定価
厚生 労働省	(1) 社会保険診療報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。） (2) 介護報酬（全体の改定率が据置きとなる場合に限る。）
農林水産省	(1) 指定食肉（牛肉、豚肉）の安定上位価格及び安定基準価格
経済産業省	(1) 一般電気事業者のうち沖縄電力の供給約款料金 (2) 一般ガス事業者のうち、各都市に係る供給戸数15万戸以上の事業者の供給約款

所管	公共料金等の種類
	料金（引上げとなる場合に限る。）（みなし一般ガス事業は除く。）
国土交通省	<p>(1) 別紙1の(1)に掲げる鉄道事業者の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(2) 保有客車数150両以上（公営事業者及び三大都市圏に路線を有する民営事業者については、保有客車数90両以上）の鉄道事業者又は軌道事業者の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p style="padding-left: 40px;">※ 保有客車数は、換算車両数（定員145人を1両）とする。</p> <p>(3) 新幹線鉄道に係る特別急行料金の上限</p> <p>(4) 別紙1の(2)に掲げる一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限の新規設定及び変更（重要なものを除く。）（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(5) 保有車両数400台以上（公営事業者及び政令指定都市に路線を有する民営事業者については、保有車両数200台以上）の一般バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）の旅客の運賃の上限（運賃の認可が国土交通大臣に係るものに限る。）</p> <p>(6) 人口50万人以上の都市に係るタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者の基本運賃（ハイヤー及び福祉輸送サービスに係る運賃を除く。）</p> <p>(7) トラック運送事業（一般貨物自動車運送事業）における特定地域の標準運賃</p> <p>(8) 指定区間における旅客船事業（一般旅客定期航路事業）の運賃の上限で、以下に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 40px;">① 主に旅客運送を行う者で使用する船舶が10,000t以上のもの</p> <p style="padding-left: 40px;">② 主に自動車航送を行う者で使用する船舶が50,000t以上のもの</p> <p>(9) 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び本州四国連絡高速道路の通行料金（割引制度に係るものを除く。）並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に係る高速自動車国道を除く高速道路の通行料金のうち重要なもの（割引制度に係るものを除く。）</p>

## 公共料金の改訂手続き

### ○ 改定手続きの基本的な流れ



## 閣僚会議の開催について

平成5年8月24日

閣議口頭了解

平成10年12月15日一部改正

平成12年12月26日一部改正

平成18年4月28日一部改正

平成21年8月25日一部改正

平成21年11月17日一部改正

閣僚会議及び閣僚懇談会等については、「閣僚会議及び閣僚懇談会等の廃止について」（平成5年8月13日閣議決定）によりすべて廃止したところであるが、今回、以下の閣僚会議が必要と認められるので、別紙のとおり今後開催するものとする。

物価問題に関する関係閣僚会議

総合エネルギー対策推進閣僚会議

水俣病に関する関係閣僚会議

経済対策閣僚会議

総合安全保障関係閣僚会議

長寿社会対策関係閣僚会議

土地対策関係閣僚会議

対外経済協力関係閣僚会議

---

（別紙）

### 第1 物価問題に関する関係閣僚会議

1. 長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的として、物価問題に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を随時開催する。
2. 会議の構成員は、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び内閣官房長官とする。  
会議には、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 会議は、内閣官房長官が主宰する。
4. 会議の庶務は、消費者庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

「物価問題に関する関係閣僚会議」の開催実績

年月日	案 件
H 6. 3.15	社会保険診療報酬の改定
4. 8	○公共料金の取扱いに関する基本方針について
7.26	○公共料金に係る事業の総点検について
8. 5	社会保険診療報酬の改定、中小企業に係る公共料金の改定
9.20	○高速自動車国道料金の改定
11.29	中小企業に係る公共料金の改定
12. 6	火災保険料率の改定
12.20	○NTTの電話料金改定
12.27	○住宅・都市整備公団の既存賃貸住宅家賃改定
7. 2.21	東京都の地下鉄、乗合バス及び東京地区タクシーの運賃改定
6. 9	○大手民鉄 14 社及び営団地下鉄の運賃改定
12.19	○10 電力会社及び3大手ガス会社の料金改定
12.22	○ 新たな国内旅客航空運賃制度について JR北海道、JR四国、JR九州の運賃改定
8. 3. 5	NTTの長距離通話料金改定、社会保険診療報酬の改定
3.15	名古屋市の地下鉄の運賃改定
8.23	京都市の地下鉄、乗合バスの運賃改定
9. 1.14	NTTの長距離通話料金改定
3.10	○消費税率引上げ等に伴う主要な公共料金の改定
4.25	東京都の地下鉄の運賃改定
6.17	西日本鉄道(株)及び大阪市の地下鉄、乗合バスの運賃改定
8.12	横浜市の地下鉄、乗合バスの運賃改定
11.28	大手民鉄5社及び東京都内民営8社の乗合バス運賃改定
10. 1.13	NTTの電話料金改定
1.30	○10 電力会社の料金改定
3.10	社会保険診療報酬の改定
11. 1.29	大阪ガス(株)の料金改定
2.16	相模鉄道(株)の運賃改定
7.16	神戸市地下鉄の運賃改定
12. 2. 8	介護報酬の設定
3.17	社会保険診療報酬の改定
6. 8	NTT東西のプライスカップ設定
14. 3. 8	社会保険診療報酬の改定
3.15	西武鉄道(株)の運賃改定
15. 6.27	NTT東西のプライスカップ設定
17. 2.22	大手民鉄3社の運賃改定
17.12. 5	京都市地下鉄の運賃改定
18. 6.28	NTT東西のプライスカップ設定
19.10.18	東京地区タクシーの上限運賃改定
21. 6.19	NTT東西のプライスカップ設定
22. 3. 5	社会保険診療報酬の改定
22. 7.16	JT製造たばこの小売定価の改定

(備考) ○印は閣僚会議開催、無印は持ち回り開催を表す。

# News Release

---

平成24年2月21日  
消費者庁

## 公共料金に関する研究会の立ち上げについて

消費者庁では、このほど、公共料金に関する現状と課題を整理するため、有識者による研究会を立ち上げます。これは、最近の公共料金をめぐる動向を踏まえて、消費者の観点からより適切な働きかけを検討するためのものです。

### 1. 趣旨

昨年3月の東日本大震災と原子力発電所事故が電気料金へ与える影響等をめぐる議論を契機に、国民生活における公共料金の重要性が、あらためて注目されています。

消費者庁は、消費者に与える影響を十分に考慮するとの観点から、重要な公共料金の認可等について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や所管省庁との協議を行っています。

最近の公共料金をめぐる動向を踏まえて、こうした対応が今後ますます重要になることから、公共料金に関する現状と課題を整理するため、有識者による研究会を立ち上げます。

### 2. 検討事項

- 消費者への情報提供、消費者の参画について
- 公共料金への消費者の理解に影響を与える事項について
  - ・料金の算定方法
  - ・政府による規制の在り方
  - ・企業努力 など
- その他

### 3. 研究会の位置づけ

副大臣主宰の研究会として開催します。

### 4. 構成メンバー

別紙のとおりです。

## 5. スケジュール

平成 24 年 2 月 24 日(金)に第 1 回を開催します。以後、3 月に 2 回程度開催し、3 月末を目途に中間的な取りまとめを行う予定です。

本件に関する問合せ先

消費者庁消費生活情報課 井口、丸茂

TEL : 03(3507)9179 (直通)

(別紙)

## 公共料金に関する研究会

### 委員名簿

#### 委員

井手 秀樹	慶應義塾大学商学部教授
岩岡 宏保	埼玉県消費者団体連絡会事務局長
岸井 大太郎	法政大学法学部教授
古城 誠	上智大学法学部長
白山 真一	公認会計士／有限責任監査法人トーマツ パートナー
関口 博正	神奈川大学経営学部准教授
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
矢野 洋子	東京消費者団体連絡センター事務局長

(敬称略・五十音順)

#### オブザーバー

消費者委員会から参画

#### 事務局

消費者庁 消費生活情報課

# 取組課題として盛り込む 論点について

出典:平成24年2月24日(金)

消費者庁「第1回公共料金に関する研究会」資料

## 取組課題として盛り込む論点について (案)

### 1. 消費者への情報提供・消費者の参画

- (1) 消費者に対する料金制度の「見える」化が適切に図られているか、消費者利益にとって重要な情報・項目が省略されていないか。  
(現状) 公共料金の分野別の情報公開ガイドラインはおおむね策定され公表している  
(論点)
- ・情報公開ガイドラインにおける料金制度の「見える化」の評価。情報の提供先である消費者の利益への十分な配慮の評価
  - ・情報公開ガイドラインそのものに対する消費者意見の反映
  - ・情報公開推進の枠組みとしての現行の横断的ガイドライン(平成12年作成)の妥当性
  - ・消費者のリテラシーの向上
- (2) 料金決定への消費者の参画は十分か、実質的なものになっているか。  
(現状) 審議会、公聴会へ消費者(団体)が参加している。  
(論点)
- ・消費者の意見を幅広く代表する立場、また消費者に議論の内容をフィードバックする機能を持つ消費者団体の参画体制の在り方
  - ・審議会、公聴会側の消費者団体の受け入れ態勢の在り方
- (3) 消費者にとって料金の予測可能性は高いか。  
(現状) 料金の先行きが不透明との消費者の声あり  
(論点)
- ・設備投資等と料金負担との関連の消費者に対する説明方法の在り方
- (4) 効率化、コスト削減等の経営努力が適切に行われているか。消費者に分かりやすく説明されているか。  
(現状) 料金の根拠に関する定量的な説明が不足しているとの指摘  
(論点)
- ・効率化、コスト削減と料金との関連の分かりやすい説明の在り方

## 2. 料金設定方式

- (1) 消費者の選択の幅や機会が適切に確保されるような、多様な料金メニューが提供されているか。
- (現状) 分かりづらいとの声あり
- (論点)
- ・それぞれの分野ごとの成功例、また業種横断的な成功例の共有化方法
  - ・提供方法の適切な評価基準、方法
- (2) 料金の水準や内容に消費者利益が十分に反映されるような料金設定方式になっているか。
- (項目例)
- ① 原価として算入する費用項目・計算期間
- (現状) 原価に含める項目、期間の妥当性に疑義(「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」(経済産業省))
- (論点)
- ・原価項目、期間の妥当性の考え方
- ② インセンティブ規制の導入
- (現状) ヤードスティック(電気、ガス、鉄道、バス、タクシー)  
プライスカップ(通信)
- (論点)
- ・インセンティブ規制の現在の評価、今後の効果の見通し及び在り方
- ③ 原材料等財・サービスの価格低下の反映
- (現状) 「円高への総合的対応策」(平成23年10月21日)、円高メリットの「見える化」: 全国10電力会社における燃料費調整単価の円高メリット公表
- (論点)
- ・これまでの評価、今後の在り方

## 3. 規制改革・経営努力

- (1) 料金の水準に内容が消費者利益が十分に反映されるように規制改革や経営努力が行われているか。
- (項目例)
- ① 新規参入・競争
- (現状) 広範に参入規制緩和
- (論点)
- ・これまでの評価と今後の在り方(例えばボトルネック施設、エッセンシャル・ファシリティに対するアクセス規制は横断的な課題か)
- ② 民営化、民間委託、PPP(PFI等)など様々な手法による効率化
- (現状) 国や地方自治体などが経営する公共料金分野で経営主体の民営化等が進展
- (論点)
- ・これまでの評価と今後の在り方
- ③ 採算性の異なる事業領域間の内部相互補助
- (現状) 内部補助の回避、外部補助制度の創設(公企業改革の一環)
- (論点)
- ・料金へ与える影響(低廉化の阻害要因となっているか)
- ④ 効率化、コスト削減等の企業努力
- (現状) -
- (論点)
- ・効率化、コスト削減等の経営努力が適切に行われているか。消費者に分かりやすく説明されているか。

